



和歌山市公報

令和6年（2024年）3月28日
号外第6号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 監査委員公表 】

番号		ページ
3	定期監査の結果及び意見の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）	1
4	公の施設の指定管理者監査の結果の公表・・・・・・・・（監査事務局）	3

【 監査委員公表 】

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	古川祐典
同上	園内浩樹

第1 監査の期間

令和5年9月5日から令和6年2月9日まで

第2 監査の実施箇所

1 財政局

財政部

財政課、管財課、調達課

税務部

市民税課、資産税課、納税課、債権回収対策課

2 健康局

保険医療部

保険総務課（斎場を含む。）、指導監査課、介護保険課、地域包括支援課、国保年金課

健康推進部

総務企画課、生活保健課（動物愛護管理センターを含む。）、保健対策課、地域保健課（中保健センター、西保健センター、南保健センター、北保健センターを含む。）、衛生研究所

3 福祉局

社会福祉部

高齢者・地域福祉課、生活支援第1課、生活支援第2課、障害者支援課

こども未来部

子育て支援課（平井児童館、杭の瀬児童館、芦原児童館、善明寺児童館、鳴神児童館、岩橋児童館、木ノ本児童館、本渡児童館を含む。）、こども家庭課、保育こども園課（芦原こども園、本町こども園、砂山保育所、宮前保育所、楠見保育所、川永保育所、小倉保育所、西脇保育所、安原保育所、宮北保育所、宮保育所、西和佐保育所、杭ノ瀬保育所、鳴神保育所、柴谷保育所を含む。）、こども総

- 合支援センター
- 4 産業交流局
 - 産業部
 - 産業政策課、商工振興課
 - 観光国際部
 - 観光課、国際交流課、和歌山城整備企画課
 - 文化スポーツ部
 - 文化振興課（博物館を含む。）、スポーツ振興課
 - 農林水産部
 - 農林水産課、耕地課、中央卸売市場

- 5 農業委員会事務局
- 6 固定資産評価審査委員会事務局

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

また、一部において次表のとおり是正又は改善すべき事項が見受けられたので、指摘する。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
領収証書の取扱い誤り	領収証書において、現金取扱員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないように適切な取扱いを徹底されたい。	健康局 保険医療部 介護保険課
	領収証書において、和歌山市財務規則第226条第1項では証拠書類の首標金額は明りょうに記さなければならないと規定されているが、首標金額が記載されていないものが見受けられたので、同規則を遵守し適正に処理されたい。	健康局 保険医療部 国保年金課
決裁責任者の決裁が未完了	一時預かり事業に関する事務において、決裁責任者である園長は一時預かりの利用決定について了解していたものの、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者（園長）の決裁を得ていないものが見受けられたので、同規則を遵守し適正に処理されたい。	福祉局 こども未来部 保育こども園課 本町こども園
徴収事務の取扱い誤り	まちなかイロドリ企画運営業務委託において、当該事業への出店料の徴収事務を含めて企画運営事業者に委託している状況	産業交流局 産業部

	である。雑入へ収納している出店料は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく委託することができる歳入には該当しないので、関係法令を遵守し適正に処理されたい。	商工振興課
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可事務において、既に自動販売機が設置されているにも関わらず、和歌山市公有財産規則第24条に基づく行政財産使用許可申請書を提出させておらず使用料（土地使用料）の収納ができていないものが見受けられたので、使用料を徴収するとともに、同規則及び行政財産の使用許可に関する使用料条例を遵守し適正に処理されたい。	産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、使用許可書の交付がされているものの、使用許可の際に適正な調定が行われておらず収納ができていないものが見受けられたので、使用料を徴収するとともに、行政財産の使用許可に関する使用料条例を遵守し適正に処理されたい。	産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、使用を許可すべき面積を誤り、使用料の過大徴収が見受けられたので、差額分を返還するとともに今後このようなことがないよう適正に処理されたい。	産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに同条例を遵守されたい。	産業交流局 農林水産部 耕地課
都市公園施設の管理許可に関する事務の誤り	都市公園施設管理許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、和歌山市都市公園条例第10条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに同条例を遵守されたい。	産業交流局 農林水産部 農林水産課

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

和歌山市監査委員 森田昌伸
同 上 柳野純夫
同 上 古川祐典
同 上 園内浩樹

第1 監査の期間

令和5年9月5日から令和6年2月9日まで

第2 監査の対象

和歌山ジャズマラソン実行委員会
（和歌山ジャズマラソン開催交付金）

第3 監査の事項・実施内容

1 財政援助団体関係

- （1）申請書、請求書等の提出の適時性
- （2）対象事業の計画性及び有効性

- (3) 出納関係書類の整備及び保管状況
- (4) 会計経理の適正性
- (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
- (6) 会計上の責任体制の確立、内部統制の有効性
- (7) 現金、預金通帳等の管理体制
- (8) 監査役、監事の独立性
- (9) その他

2 所管課関係

- (1) 交付決定の適法性
- (2) 交付要綱の整備状況
- (3) 交付目的及び補助事業内容の明瞭性
- (4) 補助金等の額の算定及び手続の適正性
- (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
- (6) その他

第4 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

監査対象年度	令和4年度
監査実施日	令和6年1月24日及び同月25日
所管課	産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
交付金名	和歌山ジャズマラソン開催交付金
交付金額	23,620,068 円

(令和6年3月28日揭示済)